

# 岩倉市市民参加条例(素案)に対する

## ご意見と執行機関の考え方

岩倉市市民参加条例(素案)について、皆様からお寄せいただいたご意見の内容と、それに対する執行機関の考え方について公表します。

なお、ご意見の内容が変わらない範囲で要約などを行っています。

ご意見をお寄せいただきました皆様のご協力に厚く感謝申し上げます。

平成27年10月

岩倉市総務部協働推進課

### 1 意見募集の概要

#### (1) 意見の募集期間

平成27年8月1日(土)～平成27年8月31日(月)

#### (2) 意見を提出できる人

岩倉市内に居住する人、市内に通勤又は通学する人、市内で事業又は活動を行う個人又は団体

#### (3) 意見の提出方法

①持参・郵送 ②ファクシミリ ③電子メール

### 2 募集結果

(1) 人数 12名

(2) 件数 43件

#### 【内訳】

第1章 総則	6件
第2章 市民参加の手續	19件
第3章 住民投票	6件
第4章 協働	8件
第5章 その他	1件
その他	3件

	条項	ご意見	執行機関の考え方
1	第1条	「市民の意見を広く市政に反映させること及び協働によるまちづくりの推進」となっているが、「市民の意見を広く市政に反映させること及び協働によるまちづくりを推進すること」とすべきではないか。	表現としては、並列表記なので「～反映させること及び～推進すること」と揃えた方が良いため、ご意見を踏まえ、変更することが適切と考えます。
2	第2条 第14条	「公聴会」と用語を定義しているが、「市民公聴会」としてはどうか。法令上の公聴会とは別の意味で定義されているため誤解が生じる恐れがある。 (国会法第51条、地方自治法第109条第5項、第115号の2では、議会が公聴会を開催し、真に利害関係を有する者や学識経験を有するものから意見を聴くことができるとしている)	国会法・地方自治法では、利害関係を有する者や学識経験者から意見を聴く機会として議会が公聴会を開催することができるとしていますが、社会福祉法、都市計画法、河川法等それ以外の法令でも公聴会を規定している事例は多数あり、必ずしも議会が開催したり、利害関係を有する者等から意見を聴いたりすることが規定されているものではなく、地方自治体が、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとしてあるものもあります。 したがって、このままの表現で規定しても問題は特ないと考えます。ただ、国会法・地方自治法で規定する公聴会と混同しやすいというご意見の趣旨も踏まえ、「市民公聴会」に変更することが適切と考えます。
3	第2条 (9) 第9条	政策提案制度は、これ以後、条文に出てこない。第9条2項(4)と第19条の見出し及び第2項は政策提案制度とすべきではないか。	第2条第9号と第9条第2項第4号と第19条の見出し及び第2項は、同一事項を指しているにも拘らず、「政策提案制度」と「政策提案手続」として別の表現となっており、統一する必要があるため、ご意見を踏まえ、第9条第2項と第19条の見出し及び第2項を「政策提案制度」と変更することが適切と考えます。 また、第2条第9号にある「一連の制度」という文言を「一連の手続」と変更することが適切と考えます。
4	第2条	「職員」の定義もした方がよいと思う。第6条に”職員の責務”があるが、パートなど臨時職員・再任用職員・出向中の職員など色々な立場の職員がいるため。	自治基本条例では「職員の役割と責務」を規定していますが、「職員」という言葉が何を指すかは自明のものであるとして定義していないことから、この条例でもことさらに定義する必要はないと考えます。 市役所で働く職員には、正規の職員をはじめ、嘱託・再任用・パートなどの臨時職員や県からの出向職員、また県や外部機関に出向している職員もいます。どの勤務体系の職員にも一律の守秘義務や勤勉に働く義務があります。もちろん職責は異なりますが、市民にとっては、同じ市役所で働く職員であることには変わりません。「職員」を特に定義することはしませんが、どの立場の職員も第6条の規定にのっとり行動することが必要だと考えます。

5	第3条	<p>市民参加の процедуру実施する際には、参加する市民を尊重し、十分に意見を聞くように努める。</p>	<p>第3項では、「市民は、互いに理解し尊重するよう努めます。」と規定しています。ここでは、市民参加の場面だけではなく、常日頃から市民同士お互いの立場や考え方、意見等について理解し、それを尊重していくとしています。議会・執行機関ともにご意見の内容を十分理解した上で執行していく必要があると考えます。</p>
6	第5条 第6条	<p>自治基本条例第10条と第12条に基づき、今回の市民参加条例は定めるものと認識している。それぞれの条例において、市民・行政・議会の権利や役割・責務を明記している。自治基本条例には執行機関を市長と職員に分け、それぞれに役割と責務を記載されているが、市民参加条例においては執行機関と職員についての掲載のみで市長の役割と責務は掲載がない。市民参加条例においては市長の役職としての責務は存在せず、組織としての責務のみが存在するということか。</p>	<p>自治基本条例は、当市の最高規範として、自治の基本的なルールを規定した理念条例ですので、市民・議会・市長・職員の役割と責務について規定しています。</p> <p>市民参加条例は、自治基本条例に基づき別に定める条例であり、理念は自治基本条例を引き継いでいます。その上で、市民参加の手續や協働の実践について具体的に規定していくため、執行機関と職員の責務について規定しています。</p> <p>なお、「市長の責務」については、市長は執行機関の長であり、執行機関が実施する施策は市長の責任の下で実施されるため、執行機関の責務に含まれるものと考えます。</p>
7	第7条 第1項 (1)(2)	<p>第1号で計画、第2号で条例という構成であるが、条例が先ではないか。</p>	<p>計画は、法令又は条例に基づいて策定されるのが一般的です。例えば総合計画は、地方自治法が平成23年8月1日に改正され基本構想の法的な策定義務がなくなるまで、地方自治法を根拠に策定されてきました。現在、当市では、自治基本条例第16条を策定の根拠に置いています。</p> <p>本条の第1号から第4号までは、同列のものを列記しているに過ぎず、必ずしも順序や上下を意味してはいませんが、前記の条例や計画との関係やご意見も踏まえ、第1号と第2号を入れ替えるよう変更することが適切と考えます。</p>
8	第7条 第1項 (3)	<p>第3項「広く市民の公共の用に供される施設の設置又は廃止に係る計画等の策定又は変更」については、計画を策定する場合のみ該当するのか。計画を策定するケースは少ないが。</p>	<p>広く市民の公共の用に供される施設の設置又は改廃に際しては、計画等が策定されないケースは考えにくいことから問題はないと考えます。</p>

9	第7条 第1項(4) 第7条 第2項(5)	<p>第1項第4号の解説では、「市民生活に大きな影響を及ぼす制度」の例として、「使用料・手数料等の見直し」を挙げているが、第2項第5号の解説では、「使用料及び手数料の徴収に関するものについては、市民参加の手段としないことができる」としている。齟齬が生じているため、訂正する必要がある。</p>	<p>第2項第5号の除外規定については、地方自治法第74条第1項を根拠に規定しているため、ご意見を踏まえ、第1項第4号の解説文を変更することが適切と考えます。</p> <p>なお、第2項は、あくまで市民参加の対象としないことができるという規定であり、案件によっては市民参加の対象となることもあります。</p>
10	第8条	<p>意見交換会、公聴会、市民討議会と様々な手段を行う可能性があることは非常に意義深いものと思う。ただし、関わるすべての人間(市民に限らず)がその会の意味と意義を知り参画しなければ意見のぶつかり合いのみで混乱してしまうのではないか。</p> <p>その点、市民参加条例(素案)においては、審議会も含めそれぞれの定義がなされていない。調べれば分かることとして進めるよりも、条例でそれぞれを定義して明確にした方が、実施する際にもこのような目的でまた効果を狙って会を開催するとなるのではないか。</p>	<p>第2条で「意見交換会」、「公聴会」、「市民討議会」の用語について定義しています。実施に当たっては、なぜこの手段を活用して市民の意見を収集するのか、またその意見をどう反映させたいのかについて、執行機関から市民に対して十分に説明した上で、必要な資料を用意し、丁寧な運用に努める必要があると考えます。なお、審議会等については執行機関側の運用について職員に周知を図ります。</p>
11	第8条	<p>市民参加の手段を進めるに当たっては、実施前にその手段の意義や必要性を説明するように努める。また個人に参加を依頼するときは、個別の状況を確認する機会を設ける。</p>	<p>ご意見のように、実施に当たっては、なぜこの手段を活用して市民の意見を収集するのか、またその意見をどう反映させたいのかについて、執行機関から市民に対して十分に説明した上で、必要な資料を用意し、丁寧な運用に努める必要があると考えます。</p>
12	第8条	<p>市民参加の手段を実施した後、参加した市民の振り返りの場を設ける。気づいたことを今後の市民参加の手段で活かすように努める。</p>	<p>参加した市民の振り返りの場を設け、次回の参加機会に活かしていくことは、とても大切な視点です。</p> <p>また、条例や計画等を市民参加で策定したのち、市民が参加する振り返りの場が設けられた場合、執行機関の主導だけでなく市民からもチェックしてもらえるようになることを期待するところですし、執行機関も責任を持って振り返りや見直し、評価を実施する必要があると考えます。</p>

13	第10条	<p>「審議会等の女性比率を30%以上とする」というような項目を設けてはどうか？ バランスをとるといような曖昧な表現では弱いのではないか。</p> <p>「202030」2020年までに指導的立場の女性比率を30%にするという政府の方針もあるのでは？</p> <p>世の中の半分は女性なので意思・意見を尊重できる体制にしてもらいたい。</p>	<p>当市では、男女共同参画基本計画を策定し推進していますが、この条例において、例えば30%以上という具体的な数字を入れることで、そこがボーダーラインであると逆に解釈されることも懸念されます。また、テーマによっては、女性の委員比率が高くなる審議会もあれば、その逆のケースも想定できます。理想としているのは、決して30%以上在籍すればよいというものではなく、男女バランスのよい配置となることだと考えます。</p> <p>したがって、素案では、女性比率を具体的に規定するのではなく、執行機関が男女のバランスの取れた選任に配慮し、より多くの市民に市民参加の機会が与えられるよう努める規定にしています。</p>
14	第10条第1項 第20条第2項	<p>第10条第1項「原則として公募により選任する市民及び市民委員登録制度により登録された市民を含める」</p> <p>第20条第2項「登録された市民を審議会等の委員に、公募とは別に、選任するよう…」となっているが、公募とは別にということとは、どういうことか。</p> <p>公募委員と市民登録委員の審議会の中での委員比率を規定してはどうか。</p>	<p>「公募枠とは別に、市民委員登録制度から委員を選任する」ということです。</p> <p>公募委員の比率については、審議会の取り扱うテーマにより、専門的な知識を持つ人や関係する諸団体から委員を選任する場合があります。また、委員総数も審議会により異なります。</p> <p>したがって、一律に公募の割合を決めてしまうのではなく、それぞれの審議会ごとに適切な委員構成を十分に検討し、構成割合を決めることが重要と考えています。</p>
15	第10条第2項	<p>適用されるのは、市民参加の手続の対象となった審議会等の委員の選任のみでよいか。</p>	<p>市民参加の対象とならない審議会等については、個別の法令等によって設置されていることから、この条例の適用対象外と考えます。</p>
16	第10条第3項	<p>審議会等の委員について、選任区分を公表することとなっているが、選任区分というの一般的な用語か。</p>	<p>選任区分とは、日常会話で用いられる用語ではありませんが、審議会等を組織する際に、どのような位置づけ(立場や役割)で委員を選任したかという根拠を示す一般的な用語です。例えば、公募による市民、識見を有する者や関係団体の代表者などの区分です。</p>
17	第14条 第15条	<p>公述人について、第15条の第3項で(以下「公述人」といいます。)としているが、見出しで公述人とあること、また、第14条第1項第3号で同様の表現をしているので整理が必要ではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、第14条第1項第3号「公聴会に出席して意見を述べることができる者」の後に(以下「公述人」といいます。)を追加し、第15条第3項の主語を「公述人」とすることが適切と考えます。</p>

18	第16条	市民討議会に出られる人は、住民基本台帳から無作為に抽出するとすると市内在住の人となるため、住民討議会になってしまうのではないかと。市外在住の人は出られないのか。	第1項では、あくまでも技術的な問題から、住民基本台帳から無作為抽出を規定していますが、第2条第7号の定義にもあるように、本来的には市外在住の人も含めた市民の意見を施策に反映するために行うものですので「市民討議会」のままとすることが適切であると考えます。
19	第18条第2項	「パブリックコメント手続における意見等の提出期間」とあるが、「募集期間」ではないか。	意味していることは同様のことですが、この条では、パブリックコメント手続における意見等の提出方法等について規定していますので、素案のとおり「提出期間」することが適切であると考えます。
20	第19条	政策提案制度は、この条例の一つの大きな特徴である。第2条の定義や第19条についても、市民の自発的な提案と執行機関が行う公募型と区別すると分かりやすいのではないかと。	第19条第1項では、市民側からの提案、第2項では行政側からの提案募集について規定しています。第2条第9号の定義では、提案型と公募型の両方を想定していましたが、ご意見を踏まえ、より分かりやすくするために、第2条第9号の冒頭を「市民が具体的な政策を提案し、…」から「市民が自発的もしくは執行機関からの要請により、具体的な政策を提案し、…」と変更することが適切と考えます。
21	第19条	「市民は、市民10人以上」とあるが、市民の定義には団体も含まれるが、表現としてどうか。	ご意見のとおり、市民の定義には団体や事業者も含まれますが、ここでは、あくまで個人を対象とし、10人以上の連署が必要な要件となります。
22	第19条	市民＝職員・議員となる場合があるが、政策提案について職員・議員は制限しなくてよいか？	職員は、職員提案として政策を提案したり、執行機関として施策や事業を検討したり実施できる機会があり、また議員には議案の提出権がありますが、市民の立場で行う政策提案を制限する必要はないと考えます。
23	第19条第3項	「その提案の内容を公表する」は第9条第2項第4号の規定と重複しているので削除すべきではないか。	ご意見を踏まえ、「その提案の内容を公表するとともに、提案のあった」を削り、「その」を加えるよう変更することが適切と考えます。
24	第19条第3項	最終行、「検討にかかる代表者」は、「提案に係る代表者」の誤りではないか。同項に「係る」と「かかる」が混在する。	通知対象者は、政策提案をいただいた市民あてとなりますので、ご意見を踏まえ、「提案に係る代表者」と変更することが適切と考えます。
25	第20条	市民委員登録制度では、「市長」が主語となり委員を選任するとしているが、第10条の審議会等の委員では、「執行機関」が主語になっており、統一が必要ではないか。	ご意見を踏まえ、条例中の表現を統一し、第20条第1項及び第2項について「執行機関は」という主語に変更することが適切と考えます。

26	第21条	第21条中「市全体」という文言について、何をもち「市全体」というのか、解釈が曖昧になるように思える。自治基本条例の定義を引用するのが適切ではないかと感じるため、第2条で定義を加えればよいと思う。	この条例は、自治基本条例に基づき定められるものであり、定義は自治基本条例を踏襲していますので、ここで改めて定義することはいたしません。
27	第22条	第21条に、「住民投票は市全体に重大な影響を及ぼす事項について、住民の意思を確認するために行う」とあるが、そのような重大な住民参加の機会において、市の構成員たる市内在住の外国籍の人が除外されるのは、人種差別と言われてもおかしくなく、問題である。 「日本国籍を有する」という文言を削除し、第33条前後に、「日本語が読めない投票人にも配慮し、公平に投票できるようにする」というような条項を追加すべきである。	住民投票については、あくまで二元代表制を尊重し、議会制民主主義を補完する目的で実施するという議論がなされ、最終的に検討委員会の結論としては、地方自治法第18条で定める選挙権に準じ、住民投票の投票要件については、日本国籍を有する者としました。 ただし、素案においては、外国籍の市民が、他の市民参加の手续に参加し意見を表明することについては全く除外していません。
28	第22条	率直な感想として、第2条で定義している「市民」(市内に居住する者、市内に通勤又は通学する者、市内で事業又は活動を行う個人又は団体)と、投票資格者が大きく異なるため、提案をしても投票はできないという「市民」がとても多い印象を受ける。	定義している市民には、団体等も含まれますが、団体等は投票資格者となることは想定しにくいことから、第2条で定義している市民と投票資格者が大きく異なることは避けられないことであると考えます。
29	第22条	(以下、「公職選挙法等規定」といいます。)とのまとめはいるか。他に引用がないため不要であり、削除すべきである。	他に引用がないため、ご意見を踏まえ、削除することが適切と考えます。
30	第33条	「身体の故障」という表現は適切か。地方公務員法では、「心身の故障」としている。市の条例なので、「故障」という表現ではなく、「負傷や怪我等」分かりやすくしてはどうか。	代理投票や点字投票が必要な理由は、負傷や怪我によるものだけではなく、障がいをお持ちの場合や、病気、高齢なども想定されます。分かりやすくした意図の表現が正確に対象を捉えていないこともあり得るため、公職選挙法第48条にならい、「心身の故障」とすることが適切と考えます。
31	第34条 第1項(2)	「次に掲げる投票は、無効とします。」となっているので、「白紙投票」ではなく、「白紙」または「何も書かれていないもの」が適切ではないか。	「投票」という文言が重複することを嫌ってのご意見かと思いますが、「白紙投票」という言い方が一般的に普及して分かりやすい文言であることから、分かりやすさを優先し、変更しないこととすることが適切と考えます。

32	第41条	<p>「補完性の原則」の説明が納得できない。</p> <p>できることはできる範囲で行い、足りない(できない)部分をより大きな組織などが補うことをいうのではないか。</p> <p>「補完」という意味からは外れていないが、一般的(協働や地方自治)に使われる「補完性の原則」とは違う気がする。</p>	<p>ご意見のように、「補完性の原則」とは、できることは市民自ら実施し、一人では難しいことは身の回り(地域)で解決し、それでもできない問題は公共が解決するという「自助・共助・公助」の仕組みを示すという説が一般的のようです。</p> <p>一方、素案は当市の市民協働ルールブックを引用した条文となっており、解説には、「協働による効果を最大限に生かすためには、それぞれの役割や責任を明確にし、足りない部分を相互に補完することが重要」と説明されています。</p> <p>それぞれができることを実施し、できないところを補完するという面では共通したことを述べていますが、「補完性の原則」と規定すると誤解が生じる可能性があります。</p> <p>このため、「補完性の原則」という文言を「補完の原則」と改め、併せて同条第4号及び第5号もそれぞれ「対等の原則」及び「公開の原則」と変更することが適切であると考えます。</p>
33	第43条	<p>第43条第1項では、「次に掲げる支援をすることができます。」を「次に掲げる支援に努めます。」に変更してはどうか。「できます」だけでは変わらないと感じる。市民も積極的な参加に努めるものとしているのであれば、積極的な支援をお願いしたい。</p>	<p>第43条第1項は、執行機関が、地域団体や市民活動団体が実施する公益的な活動に対して支援することができる事項として、「(1)財政的支援(2)情報提供(3)前各号に掲げるもののほか、執行機関が必要と認める事項」を規定しています。このように支援の方策は多様であり公益的な活動のあり方に応じて多様な支援策が行われることが望ましいと考えます。しかしながら「努めます」としてしまうと、一律に第1号から第3号の支援策を実施することが求められてしまうことも懸念されます。したがって、この条例では、活動に応じた様々な形で「支援することができます」という表現にしています。</p>
34	第43条	<p>活動していくうえで一番必要なことは「お金」である。資金の裏付けがないと厳しい。他市が実施している市民税額1%など枠を決め市民協働を図るべきだ。</p> <p>私たち市民は税金を出し、運営を市に付託している。市民にその一部を協働として推進する以上、市民税の〇%枠を決めるべきだ。(43条を具体的に)</p>	<p>第43条では、公益的な活動に対し、財政的支援ができることを規定しています。ここでは、市民活動助成金や区育成補助金をはじめ各種補助金を指しています。ご意見にあります市民税に枠を設ける形式での助成金は、近隣では一宮市に事例があります。ご意見として承り、今後検討していきます。</p>

35	第43条と第44条の間	<p>今年度から新設された「協働推進課」のような協働を専門とする部署の設置についても条例に規定し、その正当性を担保すべきである。</p> <p>さらに、各部署に協働を担当する職員を1名ずつ配置することまで盛り込まないと、なかなか協働が広がらないのではないか。</p>	<p>素案では、執行機関の責務を第5条に規定していますが、一部署の取組ではなく、執行機関を挙げて取り組んでいく必要があります。</p> <p>また、各課に協働担当を設置することは、協働を推進する一施策として有効であると思われます。ただ、そのような施策を導入すると、時間の経過とともに、当該課の協働に関する事項が一職員に偏ってしまうことが危惧され、携わらない多くの職員にとっては逆に協働が縁遠くなりかねないと考えています。各課の一担当者だけが、協働に取り組む市民や団体の窓口となつては、本当に協働が浸透したとは言えないと考えているからです。</p> <p>執行機関としては、第5条第3項にあるように、協働の環境整備を行い、また、第6条にあるように職員の責務として、全職員がこの条例の趣旨を理解し、誠実に職務に遂行することを規定しています。</p>
36	第44条	<p>「中間支援組織を設けるものとします。」とあるが、解説では、市民活動支援センターを位置づけるとある。新たに設けると読めるので、解説にあるように条文化すべきではないか。</p>	<p>本条文は、必ずしも新設を意味したのではなく、執行機関の責務として、中間支援組織が設けられていることを規定したものです。解説にあるように現時点では、市民活動支援センターが、これに当たりますが、将来的には市民活動支援センターの改称あるいは改組もあり得ることから、ここで固有名詞を書くことは避けたいと思います。</p>
37	第45条の前	<p>地域における住民参加・協働を実行する組織として、小学校区単位の「まちづくり協議会」の設置をうたい、その構成・権限なども書かれるべきだ。市民と市全体との協働となると、市民にとってはなかなか「自分事」とはならず、市民が主体的に協働に取り組みづらい。</p>	<p>現在、当市では地域と行政を結ぶ機関として、30の行政区が設置されています。</p> <p>今後、少子高齢化がますます進展する中で、町内会などの機能が維持できなくなることもあり得ます。現時点では、まちづくり協議会の設置に向けた具体的な動きは市内では見られませんが、今後の動向を注視しながら、対応を検討したいと思います。</p>

38	第45条	<p>多くの市民が頑張っているし、何かをやらなければと思っている方も多くいる。「場づくりから声掛けそして参加・活動」、今までやったことがないことには参加まで時間がかかる。</p> <p>全てが「人」である。いろいろな機会を通じて人財・リーダーの育成が必要と思う。</p>	<p>場づくりや人づくりについての必要性は共感するところです。当市においても市民活動を実践する人または参加する人の発掘、育成に力を入れていきます。また、その人たちを支援することも重要ですので、この条例の制定を機にさらに進展させていきたいと考えています。</p>
39	第45条第2項	<p>自治基本条例第6条(市民の役割と責務)・11条(市民自治活動)の規定と第45条2項の規定は、それぞれ「自治の担い手の自覚」と「協働によるまちづくりを担う主体としての自覚」となっている。重複もしくは異なる内容になっていないか。</p>	<p>自治基本条例は、市民を主体とした自治の実現を目的とした理念条例であり、市民の役割として「自治の担い手の自覚」を求めています。</p> <p>一方、素案では、具体的に第4章で協働を規定しており、その人材として「協働によるまちづくりを担う主体としての自覚」を改めて求めているものです。これは「自治の担い手の自覚」に含まれるものであり、その意味では重複しているのはご意見のとおりですが、協働の推進には不可欠であることから、改めてこの条例においても規定しておきたいと考えています。</p>
40	第46条	<p>「審議会」は「岩倉市自治基本条例審議会」とすべきではないか。</p>	<p>第46条では、「自治基本条例第25条第3項で規定する審議会」と表記していますが、イコール自治基本条例審議会として特定されるものです。ここでは、今後名称が変更される可能性もあるため、審議会と表現しています。</p>
41	その他	<p>私たちが行っている活動が、より活動しやすくなるのか、どう変わっていくのか良くわからない。</p>	<p>第4章では、協働について規定しています。そこでは、執行機関を始め、市民や団体が協働のまちづくりを推進するために、心がけることや環境を整えることが規定されています。条例を制定したことにより、すぐ目に見える変化はないかもしれませんが、協働によるまちづくりの理念が広がることで、市民の皆さんが活動しやすくなっていくはずで</p>

42	その他	<p>1. この市民参加条例(案)には、「地方自治の本旨」(通説)の観点からも逸脱した、違憲性や違法性の強い内容が散見される。(住民自治と市民自治を同義語とした自治基本条例解説からみて、この派生した論理の展開はどういうことか。また国から独立した団体といわれるが、各自治体は、独立性(自主自律性と置き換えてもいい)が保障された団体であることは、日本国憲法や普通法の各条文内容や最高裁判例からみても明確である。先年の内閣法制局長官の国会答弁での言質の一部を殊更強調してみても、各自治体の独立性(=自主自律性)と地方政府化は同義でないことは明らかである。たとえば、(市民討議会の開催)第16条「執行機関は、市民討議会の開催に当たり、住民基本台帳から無作為に抽出した年齢満18歳以上の者に対し、参加を依頼します。～」とあり、解説中にも「【解説】《第1項》市民討議会の参加者は、住民基本台帳から無作為に抽出した年齢満18歳以上の市民を対象にしています。～」とあるが、2012年の住民基本台帳法の一部改正により、外国人住民も世帯ごとに住民票が作成されることになった。つまり、この市民討議会には国籍要件がないことから、たとえ無作為抽出の方法に依らずとも、外国人の政治参加が可能となり、先に述べた日本国憲法や普通法の各条文内容や最高裁判例や憲法学者らの通説からも、国民主権の原則を侵すことになる虞が含まれているので、解説中の「市民」という括りからも、この条例で外国人の参政権を果たそうとする意図が感じられる内容である。</p> <p>また、市民討議会ばかりでなく、今回の市民参加条例(案)自体にも国籍要件がないことから、同様に外国人の参政権を果たそうとする意図が感じられる内容である。</p> <p>2. 第3章 住民投票について、(投票資格者の要件)第22条に「投票資格者は、年齢満18歳以上の日本国籍を有する者で、引き続き3月以上岩倉市に住所を有する者とします。」とあるが、岩倉市自治基本条例などの関連条例には、主権者を「市民(住民の他、通勤・通学者、市内で活動する個人や団体など)」と定義しているにもかかわらず、投票権者を選挙人に限定することには、市民自治の観点からも矛盾があり、整合性のないものとなっている。</p> <p>これはいずれ、外国人住民を含めた市民投票(条例)への布石となり得るものといえる。外国人参政権への批判逸らしとも受け取れる内容である。</p> <p>市民投票(条例)移行への発議は、いずれ市民討議会や審議会からなされるであろう。</p>	<p>自治基本条例は、「地方自治の本旨」にいう「団体自治」と「住民自治」のうち、住民自治の充足をはかるため、自分たちのまちのことを自らが考え、責任を持って行動する岩倉らしい市民本位のまちづくりをいっそう発展させるため、自治に関する基本的な考え方や市民や行政や議会などの責務とその協働の仕組みなどを定めたものです。</p> <p>素案では、第2条で「市民」の定義を自治基本条例から引用しており、第2章の市民参加の手續については、市民を対象にしています。</p> <p>一方、第3章の住民投票については、第2条で「投票資格者」を定義し、その投票要件を地方自治法第18条に準じて「年齢満18歳以上の日本国籍を有する者で、引き続き3月以上岩倉市に住所を有する者」としています。</p> <p>このように住民投票の投票権については、選挙権に準ずるものとなっており、いわゆる外国人の参政権を果たそうとする意図が含まれたものではありません。</p> <p>なお、本条例案と同様の条例は他の自治体でも数多く制定されていますが、いずれも裁判等で違憲ないしは違法との認定は受けておらず、判例や憲法学者らの通説からも、この素案の合憲性や合法性には何ら問題がないと考えています。</p>
43	無効	市民参加条例案に関連のない意見が1件ありました。	—